

資料編

1 関係機関の連絡窓口

- (1) 指定行政機関等
- (2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）
- (3) 県関係機関
- (4) 関係指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) 市町村
- (7) 消防本部（局）
- (8) 水道事業体
- (9) 関係報道機関

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

3 火災・災害等即報要領

4 災害拠点病院一覧表

5 二種感染症指定医療機関一覧表

6 緊急交通路一覧表

7 主要路線表

8 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

9 用語の定義

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房企画総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区永田町 2-1-1 山王パークタワー
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
	大臣官房 総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進員	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1

名称	担当部署	所在地
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
防衛省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 (住友生命博多ビル4階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本県熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第四号館)
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾ノ上1-6-22
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)

名称	担当部署	所在地
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-1-2

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監 西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町1-1-1
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	福岡県春日市大和町5-1-2
佐世保地方総監 佐世保地方総監部第3幕僚室	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町1-8番地
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	福岡県春日市原町3-1-1

(3) 県関係機関

名称	担当部署	所在地
福岡県	総務部消防防災課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部	警備部警備課	福岡市博多区東公園7番7号

(4) 関係指定公共機関

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
国土交通省	独立行政法人港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済産業省	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
農林水産省	国立研究開発法人森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産省	国立研究開発法人水産総合研究センター	経営企画部経営企画室	横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号横浜三井ビルディング5F
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部 企画調整課	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学省	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉市稲毛区穴川4-9-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
財務省	日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲6-2-15

所管省庁	名称	担当部署	所在地
総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・ 危機管理・震災復興対 策室	東京都千代田区霞が関1-3-2
国土交通 省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通 省	九州旅客鉄道株式会社	総務部	福岡市博多区博多駅前 3-25-21
国土交通	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8サウゲート 新宿
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門 災害対策室	東京都千代田区大手町2-3-1通 信ビル7F
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジ メント部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場ビル7階
経済産業 省	九州電力株式会社	地域共生本部防災 グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
経済産業 省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座六丁目15-1
経済産業 省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通 省	オーシャントランス 株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12
国土交通 省	株式会社 名門大洋フェリー	常務執行役員営業統 括部長	大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通 省	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通 省	JR九州バス 株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通 省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68 番地
国土交通 省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通 省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3
国土交通 省	福山通運株式会社	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通 省	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座 2-16-10
国土交通 省	ANA ウイングス株式会社	ANA福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル

所管省庁	名 称	担当部署	所在地
国土交通省	株式会社 スターフライヤー	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町6番北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通省	日本航空株式会社	経営企画本部 経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル8F
国土交通省	全日本空輸株式会社	A N A福岡支店 総務課(第1連絡先)	福岡市中央区天神 1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-24
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪市北区芝田2-4-24
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市博多区駅前3-5-7 博多センタービル6F
国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町59神戸朝日ビルディング22階
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 大手町ビル本館6階
総務省	KDD I 株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCビル
総務省	株式会社NTTドコモ	CS九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐止留ビルディング

(5) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地
大牟田瓦斯株式会社	供給グループ	大牟田市泉町4-5
久留米ガス株式会社	総務部	久留米市東櫛原町1089
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町2-5-22
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25
一般社団法人福岡県LP ガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道株式会 社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
西鉄バス二日市株式会 社	運行部	大野城市大字牛頸2473-12
西鉄バス宗像株式会社	運行部	宗像市陵厳寺4-7-1
西鉄バス久留米株式会 社	営業本部	久留米市東町40-13
西鉄バス大牟田株式会 社	運行部	大牟田市白金町63
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1
西鉄高速バス株式会社	営業本部業務部業務課	福岡市中央区那の津3-8-15
西鉄バス北九州株式会 社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2

名称	担当部署	所在地
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市甘木1396番地2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区地行2-3-10
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27
壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送株式会社	総務部	久留米市東櫛原町353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田415-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30
一般社団法人福岡県歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜1-1-1

名称	担当部署	所在地
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-2
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川 2-2-2-8
株式会社TVQ 九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉 2-3-1
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川 1-9-19
株式会社CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町 3-1-1 COLET/I' m10 階
ラブエフエム国際放送 株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉 1-12-23 西鉄今泉ビル 5 F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町 1 3-5 0
福岡北九州高速道路公 社	総務部総務課	福岡市東区東浜 2-7-5 3

(6) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災 FAX	NTT電話 番号(内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
北九州市	危機管理室危機 管理課	78-101- 70	1-78-101- 75	093-582-2110	093-582-3811 (消防局指令課)	093-582-2112
福岡市	防災・危機管理 課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056 (1722)	092-725-6595(災 害救急指令セ ンター)	092-733-5861
大牟田市	都市整備部防災 対策室	78-202-71	1-78-202-75	0944-41-2222 (3841)	0944-41-2222 (夜間)	0944-41-2893
直方市	総務コミュニティ 推進課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500 (1333)	0948-22-2868	0948-30-9712
田川市	安全安心まちづ くり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114	同左	0947-46-0124
柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-73-8152	0944-73-8111	0944-74-1374
八女市	防災安全課	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111 (261)	0943-23-1731	0943-23-2583
筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75 (消防局司令)	0942-65-7260	同左	0942-53-4216
大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-88-1776
行橋市	総務課防災危機 管理室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1451)	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	0979-83-3100	0979-83-2560
中間市	安全安心まちづ くり課	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111 (1252)	093-246-2017	093-245-5598
小郡市	協働推進課	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111 (253)	0942-72-2111 (253)	0942-73-4466
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (229)	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3911)	同左	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1899	092-501-2211	092-572-8432
宗像市	地域安全課	78-220-70	1-78-220-70	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121 (531)	同左	092-921-1601

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話 番号(内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	092-323-1123	092-324-0239
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111 (327)	092-942-1112	092-942-3758
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
うきは市	市民協働推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982 (222)	同左	0943-75-5509
宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511 (229)	0942-32-0510	0949-32-9430
嘉麻市	防災対策課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5690 (1122)	同左	0948-62-5610
朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111 (110/119)	0946-23-0364	0946-22-0418
みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111 (336)	0944-64-1503
那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211 (243)	同左	092-954-0292
宇美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111 (113)	同左	092-933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001 (1247)	同左	092-935-2694
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1152 (321)	092-932-1151	092-933-6579
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1734	同左	092-962-2078
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111 (233)	同左	092-976-2463
粕屋町	協働のまちづくり課	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311 (263)	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572	同左	093-223-3927
水巻町	総務課			093-201-4321	同左	093-201-4423
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211 (285)	同左	093-282-1310

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話 番号(内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234 (262)	同左	093-293-0806
小竹町	総務課	78-401-70	1-78-700-73 90	09496-2-1212 (107)	同左	09496-2-1140
鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111 (322)	0949-42-2919	0949-42-5693
桂川町	総務課	1-78-700-7 024	1-78-700-73 90	0948-65-1100 (212)	同左	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609 (179)	同左	0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-462-75	0946-72-2311	同左	0946-72-2038
大刀洗町	総務課	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0171	0942-77-0101	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1035 (113)	0944-32-1444	0944-32-1054
広川町	協働推進課	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1196 (273)	0943-32-1440	0943-32-4287
香春町	総務課	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511 (212)	同左	0947-32-4815
添田町	防災管理課	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-4002	同左	0947-82-2869
糸田町	総務課	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231	同左	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000 (232)	0947-72-3000	0947-72-3415
大任町	総務企画財政課	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	総務課	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782
苅田町	くらし安全課	78-621-70	1-78-621-75	093-588-1037	093-434-1117	093-436-3014
みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511 (211)	同左	0930-32-4563
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122 (178)	同左	0979-24-3219

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話 番号(内線)	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111 (113)	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300 (321)	同左	0930-56-1405

(7) 消防本部（局）

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	消防団・市民 防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
福岡市消防局	警防課救助係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
糸島消防本部	警防課	前原市前原1783-1	092-322-8027	092-324-4514
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合 消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
春日・大野城・那珂川消 防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	総務課総務係	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	F A X番号
直方鞍手広域市町村 圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田浮州 1 6 - 1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木 1 8 - 2 0	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合 消防本部	警防課	志免町大字田富 1 7 0	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊 5 - 1 - 3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家 1 6 7 - 1	092-944-0132	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡 1 6 3 9	093-293-8124	093-291-4008

(8) 水道事業体

水道事業体名	所在地	電話番号	F A X番号
福岡県南広域水道企業団	久留米市荒木町白口 5 5	0942-27-1561	0942-27-1796
三井水道企業団	小郡市松崎 7 5 3 - 2	0942-72-5106	0942-73-2796

(9) 関係報道機関

報道機関名	所在地	電話番号	FAX番号
NHK福岡放送局	福岡市中央区 六本松1丁目1-10	092-741-7557	092-741-4270
RKB毎日放送	福岡市早良区 百道浜2丁目3-8	092-852-6600	092-844-8885
KBC九州朝日放送	福岡市中央区 長浜1-1	092-761-7610	092-761-7613
TNCテレビ西日本	福岡市早良区 百道浜2丁目3-2	092-852-5511	092-852-5611
FBS福岡放送	福岡市中央区 渡辺通1-1	092-713-7547	092-713-5329
TXN九州(TVQ)	福岡市博多区 住吉2丁目3-1	092-262-0074	092-272-5905
エフエム福岡	福岡市中央区 渡辺通2丁目1-82	092-781-6186	092-725-2799
CRCCメディア(くーみんテレビ)	久留米市 百年公園1-1	0942-37-6411	0942-37-6416
エフエム九州	福岡市博多区 中洲4丁目6-12	092-282-3311	092-282-3322
九州国際エフエム	福岡市中央区 天神2丁目5-35	092-724-7610	092-716-0761
ドリームスエフエム放送	久留米市 中央町35-20	0942-30-0765	0942-31-0780
西日本新聞社	福岡市中央区 天神1丁目4-1	092-711-5225	092-711-6242
朝日新聞社	福岡市博多区 博多駅前2丁目1-1	092-411-1132	092-461-0607
毎日新聞社	福岡市中央区 天神1丁目16-1	092-781-3100	092-721-6520
読売新聞社	福岡市中央区 赤坂1丁目12-15	092-741-4031	092-741-4136
時事通信社	福岡市中央区 天神2丁目13-7	092-741-2536	092-715-5199
共同通信社	福岡市中央区 天神1丁目4-1	092-781-4151	092-713-8232

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住 所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 火災・災害等即報要領

			昭和59年10月15日
			消防災第267号消防庁長官
改正	平成6年12月	消防災第279号	
	平成7年4月	消防災第83号	
	平成8年4月	消防災第59号	
	平成9年3月	消防情第51号	
	平成12年11月	消防災第98号	}
		消防情第125号	
	平成15年3月	消防災第78号	}
		消防情第56号	
	平成16年9月	消防震第66号	
	平成20年9月	消防応第166号	
最終改正	平成24年5月	消防応第111号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告することを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

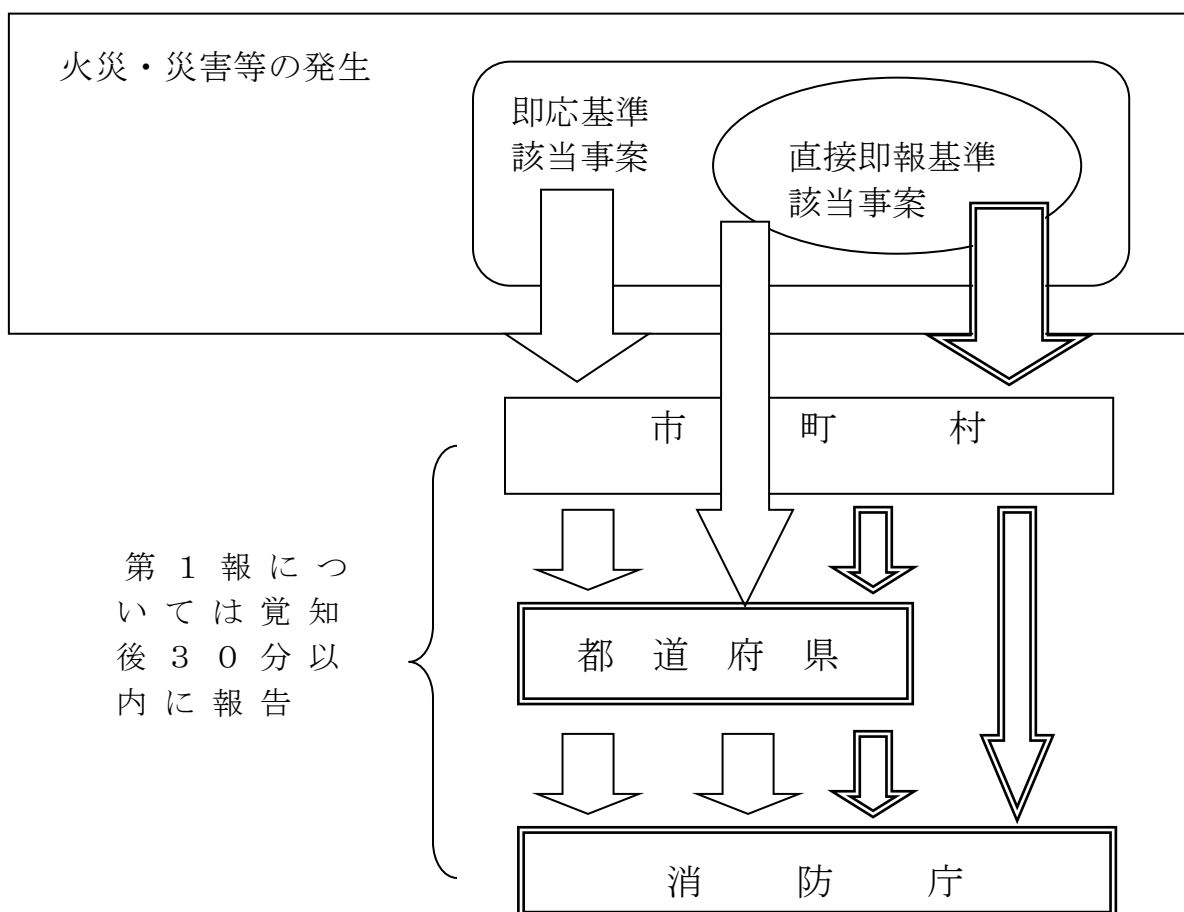
3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防

御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱
う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」
という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次
に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物
等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の
漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は
放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物
質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報が
あったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定に
より、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が
市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は
放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の異臭等の事故であって、社会的に影響度
が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に

取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微

- であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準
- ア 地震
地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
- イ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
(1) 一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- ア 交通機関の火災
第2の1の(2)のアのウ)に同じ。
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。
- ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応

援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそ

れ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ

報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態 用途	事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所	出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	
	消防団	台	人	
	その他		人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台 人		
			消防団	台 人		
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
		その他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人 不明 人	{ 重症 人(人) { 中等症 人(人) { 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込み)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等の 設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すればたりること。)

第4号様式（その1）

（災害概況速報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

（注）第一線については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すればたりるこ。）

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区 分		被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災 害 名		田	流失・埋没	h a		
	第 報			冠 水	h a		
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	h a		
				冠 水	h a		
区 分			被 害		そ		
人 的 被 害	死 者	人			文 教 施 設		
	行 方 不 明 者	人			病 院		
	負 傷 者	重 傷	人			道 路	
		軽 傷	人			橋 り よ う	
住 家 被 害	全 壊		棟			河 川	
			世帯			港 湾	
			人			砂 防	
	半 壊		棟			清 掃 施 設	
			世帯			崖 く ず れ	
			人			鉄 道 不 通	
	一 部 破 損		棟			被 害 船 舶	
			世帯			水 道	
			人			電 話	
	床 上 浸 水		棟			電 気	
			世帯			ガ ス	
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		
		世帯			り 災 者 数		
		人			火 災 発 生		
非 住 家	公 共 建 物	棟			建 物		
	そ の 他	棟			危 険 物		
					そ の 他		

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災適 害用 救市 助町 法村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、活動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

4 災害拠点病院一覧表

(地域災害医療センター)

(平成30年6月1日現在)

区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	病床 数	所 在 地	電話 番号	ヘリポートの状況		
						敷地 内外	区分	病院から の距離
地域災害 医療センター	久留米	久留米大学 病院	1,018	久留米市旭町 67	0942 31-7602	屋上	非公共 用	
地域災害 医療センター	久留米	聖マリア 病院	1,097	久留米市津福本 町 422	0942 35-3322	屋上	非公共 用	2.5km

5 二種感染症指定医療機関一覧表

(平成30年10月1日現在)

医療機関名	住 所	感染症病床数	電 話
聖マリア病院	久留米市津福本町 422	6	0942-35-3322
新古賀病院	久留米市天神町 120	8	0942-38-2222

6 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
筑 後 地 域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫 自動車道
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道 藤山国分一丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	

※各道路の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

7 主要路線表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

道路 種 別	路 線 名	起 点 終 点	実延長 Km	備考
一般国道	3号	北九州市門司区～八女市(県界)	145.2	
	209号	大牟田市～久留米市	27.0	
	210号	久留米市～うきは市(県界)	45.2	
	264号	久留米市(県界)～久留米市	2.7	
	322号	北九州市小倉南区～久留米市	117.3	
高 速 自動車道	九州縦貫自動車道	門司区黒川～大牟田市(県界)	126.3	
主 要 地方道	佐賀八女線	久留米市(県界)～八女市	13.6	
	久留米基山筑紫野線	久留米市～筑紫野市	8.3	
	諸富西島線	大川市(県界)～久留米市	5.0	
	久留米柳川線	久留米市～柳川市	19.0	
	甘木田主丸線	朝倉市～久留米市	8.6	
	久留米停車場線	久留米停車場～久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	久留米市～大川市	17.9	
	八女香春線	八女市～田川郡香春町	80.1	
	久留米筑紫野線	久留米市～筑紫野市	32.2	
	田主丸黒木線	久留米市～八女市	29.3	
	甘木朝倉田主丸線	久留米市～朝倉市	15.0	
	久留米浮羽線	久留米市～うきは市	24.9	
	久留米立花線	久留米市～八女市	12.4	
	大和城島線	柳川市～久留米市	15.4	
	三瀨上陽線	久留米市～八女市	22.3	
	久留米筑後線	久留米市～筑後市	14.3	
	久留米小郡線	久留米市～小郡市	18.8	
	瀬高久留米線	みやま市～久留米市	15.4	
	浮羽草野久留米線	うきは市～久留米市	22.3	

8 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高压ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高压ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高压ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高压ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高压ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品医療機器等法施行令第八十条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

9 用語の定義

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p>
生活関連等施設	<p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。</p>